

人口の動き

(9月末現在) 前月比
 人口 56,343 (+144)
 { 男 27,225 (+74)
 女 29,118 (+70)
 世帯数 13,404 (+27)
 出生 50 転入 380
 死亡 16 転出 270

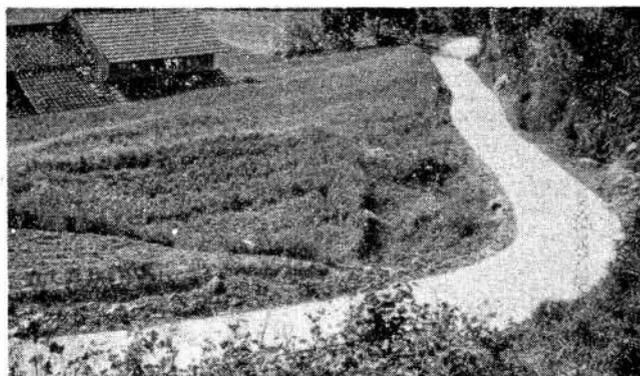
大村市政だより

■昭和33年4月22日第三種郵便物認可 ■毎月3回1日・10日・20日発行 ■定価1部5円
 ■発行所 大村市役所 ■編集人 総務課長 森 辰 男 ■印刷所 合同印刷所

農道を舗装

最近、農作業が機械化され、作業能率もずいぶんあがるようになりました。そこでこれからは農道の改良が課題となつてきています。

鈴田の白鳥地区と福重の矢上地区では市の単独補助をうけ、農道の舗装を行ないました。



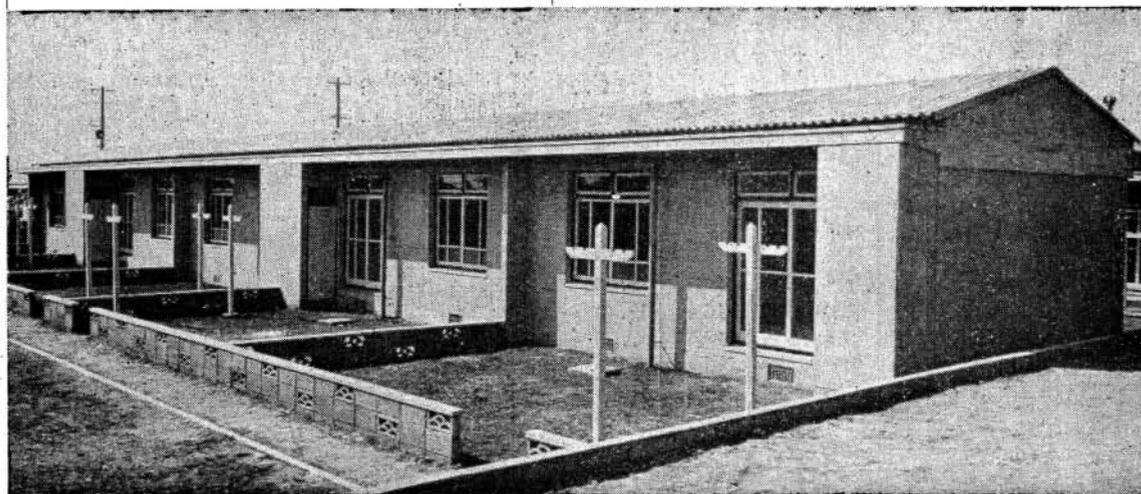
【白鳥農道】 (写真=上) 巾=2.5メートル 延長200メートル 総工費34万9千円

【矢上深山農道】 (写真=下) 巾=2メートル 延長=250メートル 総工費=33万2千円



植松住宅できる

植松住宅がこのほどできあがりました。これは簡易耐火構造平家建てで、間取りは6帖4.5帖、シャワー室となっています。この植松住宅団地には、県営市営をあわせてすでに80戸ができあがっており、42年度までに118戸ができあがることになっています。



○ (ここをとしてください) ○

計量器の定期検査

計量法の定めるところにより、次の日程で「はかり」の定期検査を行ないます。日常、商取引や証明等に使用している「はかり」をお持ちの方は必ず検査を受けて下さい。
 なお、検査終了後に立入検査をすることになっています。

日程

実施日	実施場所	実施時間
(11月)7日	三浦出張所	10.00~12.00
"	東浦病院	13.30~16.00
8日	鈴田出張所	10.00~12.00
"	国立病院	13.30~16.30
9日、10日	西大村出張所	10.00~16.00
11日	中央公民館講座室	10.00~16.00
12日	市役所	10.00~16.00
14日	竹松出張所	10.00~16.00
15日	萱瀬出張所	10.30~12.00
"	農協萱瀬一支部	13.30~16.00
16日	福重出張所	10.00~12.00
"	松原出張所	13.30~16.00
17日~21日	各事業所	10.00~16.00

- 中小企業機械貸与金の申込を受付けます □□□□
- ▽申請者の資格
 - ①中小企業設備近代化資金の貸付対象業種に属する企業（建設業、商業及びサービス業を除く）
 - ②従業員二十人以下の企業（ただし、従業員二十人以上五十人以下の中小企業の場合は特定の基準により適当と認められる企業）
 - ③過去二事業年度の平均利益が三百万円（税引）以下の企業
- ▽申請書の受付期間
 - ④当年度に中小企業設備近代化資金の貸付を受けていない企業
 - 十一月十五日まで
 - なお、くわしいことは市の商工水産課におたずねください。
- ▽貸与設備の限度
 - 二十万円以上六百万円の設備額
- ▽貸与期間
 - 据置期間を含め二年以上四年半以内
- ▽手数料
 - 年間で設備価格の残額の五パーセントを毎年初めに徴収する
- ▽保証金
 - 貸与設備価格の十パーセントを徴収する
- ▽公売日時
 - 十一月八日 午後一時
- ▽公売場所
 - 大村市役所
- ▽申請書の受付期間
 - 十一月十五日まで
 - なお、くわしいことは市の商工水産課におたずねください。
- ▽貸与設備の限度
 - 二十万円以上六百万円の設備額
- ▽貸与期間
 - 据置期間を含め二年以上四年半以内
- ▽手数料
 - 年間で設備価格の残額の五パーセントを毎年初めに徴収する
- ▽保証金
 - 貸与設備価格の十パーセントを徴収する
- ▽公売日時
 - 十一月八日 午後一時
- ▽公売場所
 - 大村市役所

インフルエンザの予防接種

- △該当者 生後満6カ月以上のもので接種を希望するもの
- △接種要領 1週間おきに2回接種
- △料金 (1人1回につき)
 - 6カ月以上1才未満30円
 - 1才以上6才未満50円
 - 6才以上15才未満70円
 - 15才以上100円

接種場所	一回目	二回目
三浦幼稚園 鈴田出張所 市役所	11月7日	11月14日
竹松出張所 福重出張所	11月8日	11月15日
東大村小学校 中央公民館	11日 9日	11月16日
訪諏公民館 萱瀬黒木出張所	11月10日	11月17日
市立病院 松原出張所	11月11日	11月18日

△時間 いずれも午後1時30分から3時30分まで

- △公売方法 一般競争入札
- △保障金 入札金額の百分の五以上の現金
- △代金納入方法 即納
- △公売物件
 - パキユーム車、じん芥収集車、バイク、煙霧器、柱時計、本立、担当箱、書類箱、
 - なお、くわしいことは会計課へおたずねください。

やれやれ、またこんなに迷子が

—あて名は正確に—



市民手帳

日曜当番医 (11月中)

【6日】 藤井内科 中央産婦人科 上田内科 田崎外科 毛利内科

【13日】 近藤内科 貞松外科 沢田内科 福田婦人科 田川内科

【20日】 寺井内科 後藤婦人科 田中内科 (古町) 中島外科 原内科

【27日】 東内科 松尾外科 松永内科 田中内科 (竹松) 榎本内婦人科

なお、公立病院は、日曜日でも急患の場合は診療いたします。

旧軍人軍属等の年金等支給処置を改善

年金等の支給処置の取扱がつきのとおり改正されましたので、対象者の受付を保険年金課で行なっています。

戦没者遺族等援護法関係

▽満州(中国の一部)を含む学徒の処遇

日本の陸海軍の重要生産事業等に協力した学生生徒(引率の教職員を含む)につきの年金等を支給する
弔慰金△遺族給与金△障害年金又は一時金△戦傷病者の妻に対する

特別給付金

▽事実上の継親等の処遇

昭和二十二年五月三日以前に死亡した内縁の継親及び入夫婚姻による妻の父母並びに養親で戦没者と生計を共にした場合につきの年金等を支給する
なお前記の者と養子縁組をしたため受給権がなかった配偶者子孫

▽再婚後死別した妻の処遇

昭和二十一年二月一日より二十七年四月二十九日までの間に再婚し同期間内に死別した妻父母、祖父母に対し次の年金等を支給する
ただし再婚の相手の死亡により遺族援護法恩給法その他各法(国民年金法を除く)に基づく年金、扶助料、寡婦年金等の受給権がないもの
弔慰金△遺族年金△遺

も養親等が遺族となるにともない次の年金等を支給する
弔慰金△遺族年金△遺族給与金

史跡めぐり

キリスト教と大村藩①
日本でキリスト教が布教されたのは天文十八年(1549年)キリスト

教イエズス会宣教師

フランシスコ・ザビエルが鹿児島に上陸

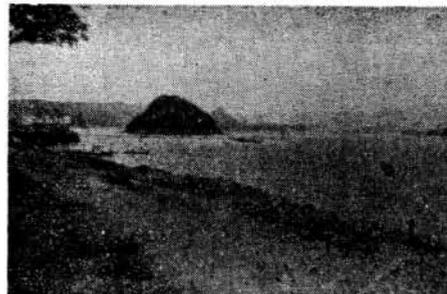
してからである。十八代藩主大村純忠公

は日本で最初に洗礼をうけた大名といわれ、純忠公が最初に

接したポルトガル人ルイス・デ・アルメイ

ダは1581年ポルトガルの主都リスボン

に生れ学業を終えた後三十四才の頃東イ



【写真】横瀬浦

ンドに渡り医者、或いは商人として身を立てることにした。その後日本に渡り大友宗麟(大分藩主)

の援助を受け育児院を設け自ら医師、教師として辯をとり多大の貢献をした。又商人であった彼は永禄四年(1561年)に西彼杵半島の横瀬浦(西海村)の港を測量し純忠公と交渉の結果、永禄五年(1562年)七月開港の一切の承諾をえたので一漁村から一躍大村領内でも重要な港町に成長した。その間純忠公は広大な土地を与えて教会を建立し、布教の自由を許したので商人も集り貿易は盛になり、キリシタン信者がにわか増大した。永禄六年(1563年)四月純忠公は横瀬浦で洗礼をうけて教名ドン・バルトロメオと称した。

族給与金

▽徴用軍属、学徒等の(準軍属)の処遇

徴用軍属、学徒等の第一款症から第三款症までに対し次の年金等を

支給する

障害年金又は障害一時金

▽療養給付受給者に対する処遇

戦傷病者特別援護法に

よる療養給付受給者であつても次のものを併給する
障害年金又は障害一時金